

長浜赤十字病院 売店および食堂運営業務仕様書

1. 件名

長浜赤十字病院 売店および食堂運営業務一式

2. 概要・目的

本業務は、長浜赤十字病院（以下「当院」という。）において、飲食物、日用品、診療材料等の販売および食堂（レストラン・軽食・イートイン含む）を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上、職員に福利厚生の実をを図ることを目的とする。

3. 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4. 履行場所

滋賀県長浜市宮前町14番7号

長浜赤十字病院本館2階

5. 病院の概要

【開設日】 昭和7年4月

【院長】 楠井 隆

【所在地】 滋賀県長浜市宮前町14番7号

【許可病床】 492床（一般病床418床、精神病床70床、感染症病床4床）

【診療科目】 内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、血液内科、呼吸器内科、内視鏡内科、肝臓内科、小児科、精神科、救急科、外科、乳腺外科、肛門外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、内視鏡外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう・頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、麻酔科、歯科口腔外科

【看護配置基準】 一般病棟入院基本料7：1入院基本料
精神病棟入院基本料13：1入院基本料

【敷地面積】 21,881.61㎡

（本館延べ床面積）

本館：24,136.37㎡ 地上8階、屋上ヘリポート（耐震構造）

2号館：10,330.49㎡ 地上5階

機械棟：846.45㎡ 地上2階

第1駐車場：351台（立体駐車場3層4段、車いす優先区画9台）

第2駐車場：57台（平面駐車場、車いす優先区画1台、思いやり区画1台）

【診療実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入院	延入院患者数	136,817	137,485	136,750	133,312
	1日平均患者数	374.8	376.7	373.6	365.2
外来	延外来患者数	224,780	236,975	233,238	233,021
	1日平均患者数	928.8	979.2	959.8	958.9
平均在院日数		13.9	13.7	13.2	12.6
病床利用率		76.3%	76.7%	79.0%	80.3%
人間ドック受診者数		2,384	2,387	2,480	2,725

6. 売店等業務の概要

- (1) . 店舗等の面積 本館2階 62.66㎡（倉庫含む）
- (2) . 店舗場所の図面（別紙1）のとおり
- (3) . 営業日 年中無休
- (4) . 営業時間 午前8時から午後7時。但し、営業時間拡大、土日祝、年末年始の営業時間は提案による。
- (5) . 運營業務内容に関する条件

〈取扱商品〉

- ① 飲料、菓子類
- ② 軽食（弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ等）
- ③ 文具、日用雑貨、傘、杖類、新聞、雑誌等
- ④ 入院生活に必要な日用品類
- ⑤ 当院が要請する医療衛生材料等
- ⑥ 切手、印紙等
- ⑦ その他、利用者にとって利便性のあるもの及び受託者が提案する商品等

〈取扱禁止商品〉

- ① 酒類、たばこ、成人向け図書、その他当院が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。

〈各種附帯サービスの提供〉

- ① ATMの設置（ATM機1台以上を設置すること）
- ② 宅配受付サービス
- ③ コピーサービス（コピー以外にも、デジカメプリント・チケット発券機能・FAX機能等を兼ね備えたマルチコピー機をできる限り設置すること）
- ④ 収納代行サービス（電気・ガス・水道等公共料金、携帯電話料金等）
- ⑤ マスクの自動販売機（3台以上）を設置すること

〈販売価格〉

地域の標準的な価格を参考にして、できるだけ安価に設定すること

〈決済〉

電子マネー、ICカード、クレジットカード決済に対応できること。尚、電子マネーはカード発行もできること

〈その他提供サービス〉

利用者の利便性向上のつながる提供可能なサービスをできるだけ提案すること。

〈ごみ処分〉

売店運営にて発生した事業ごみについては、当院のルール並びに関係法令を遵守し処分すること。

7. 食堂（レストラン・軽食・イートイン含む）業務の概要

(1) . 店舗等の面積

本館2階 181.71㎡（厨房・食品庫含む）

(2) . 店舗場所の図面

（別紙1）のとおり

(3) . 営業日

月～土曜日（日・祝日除く）

(4) . 営業時間

午前8時30分～午後6時まで。但し、営業時間の拡大、土日祝日、年末年始の営業時間は提案による。

(5) . 運營業務内容に関する条件

〈メニュー〉

① 利用者の増大を図るため、より高い品質保持、安心安全な食材、低価格での提供に努めること。また、メニューのはカロリー、アレルギー表示をすること。

② 人間ドック利用者の食事（弁当可）の提供

③ 職員当直者の弁当の提供

〈取扱い禁止商品〉

アルコール類

〈その他提供サービス〉

① 安価な価格の設定

② 定期的なメニュー改定

③ カロリー表示※アレルギー表示可能な場合はその旨記載

④ 職員への福利厚生

⑤ 定期的なアンケートの実施

〈設備・什器備品等〉

① 食堂運営に必要な設備、什器、備品等の設置については、委託事業者の負担により実施

すること。

- ② 店舗内の改修、模様替え等原型を変更する場合は委託業者の負担により実施すること。
(事前に書面により当院の承認が必要)

〈衛生管理〉

- ① 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底すること。
- ② 業務従事者に対して、病院という特殊性を考慮し、院内感染防止対策をすること。
- ③ 食堂内の清掃、消毒等は委託事業者の責任において実施すること。
- ④ 食器類、箸、コップ、スプーン等は常に清潔を保つこと。

〈維持管理〉

- ① 使用物件は最善の注意を持って維持管理すること。
- ② 食堂内の設備の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は原則として、委託事業者の負担とする。
- ③ 廃棄物の保管、回収及び処分については、委託事業者の負担により責任を持って行うこと。

8. 出店に当たっての留意事項

- (1) 売店等業務に概要に示す営業日、営業時間、販売品目等については、当院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については、出店事業者から提案された企画提案書に基づき病院と協議の上、決定すること。
- (2) 案内看板等を設置する場合は、事前に当院の承認を得ること。
- (3) 店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに当院と協議すること。
- (4) 商品等の搬入時間帯及び経路については、病院の承認を得ること。
- (5) 店内はもとより、物品の搬入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めることとし、店内にあっては当院と連携して、定期的な専門の業者による清掃や害虫駆除等を行うこと。
- (6) 大規模な災害の発生時は、商品在庫を提供するなど、可能な限り協力すること。
- (7) 食中毒等の防止には万全を期すること。
- (8) 使用財産を転貸し、又は使用权の譲渡しないこと。但し、フランチャイズ方式は可能とするが、責任を明確に説明できる資料を提供し、当院の承認を得ること。
- (9) 酒類、たばこ、成人向け図書、風俗販売、その他当院が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。
- (10) 車いす利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう商品等の陳列には十分配慮すること。
- (11) 現在店舗内に設置している設備及び備品等については再利用せず全て新品を導入すること。
- (12) 事業に必要な契約駐車場・駐輪場及び従業員の駐車場・駐輪場は出店事業者の責任

において確保すること。

(13) . 薬局（調剤薬局含む）の提案は不可とする。

(14) . 関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は出店事業者が行うこと。

9. 使用料等

(1) . 次に掲げる価格の合計額を使用料として毎月徴収する

売上手数料

出店事業者が企画提案する利率を月額販売額に乗じた額

（参考）

売店： 48,119,546 円 /年（令和6年度売上実績）

食堂： 26,540,267 円 /年（令和6年度売上実績）

(2) . 光熱水費

使用料（実費）に応じた月額

(3) . 共益費

共用部分に係る諸費用については、別途協議の上徴収する。

10. 費用負担

(1) . 出店にあたり必要な改装や設備に要する費用及び運営に当たって必要な備品等に係わる費用は、出店事業者の負担とする。但し、施工内容等については、病院担当者及び電気主任技術者と十分に打合せを行って上で、当院に積極的に連携を図り、確実な事業の立ち上げを行うこと。（※電気・建築・空調・衛生・機器等の施工図及び竣工図を作成し、提出すること）

(2) . 業務の契約期間が終了した場合又は期間の途中で業務を廃止した場合における撤収費用及び現状復帰に関わる費用は、出店事業者の負担とする。

(3) . 内線電話は当院にて設置する。但し、外線使用時に係る使用料等は出店事業者の実費負担とする。

(4) . 当院側の事由により改装等が生じた場合の費用負担区分は、当院と出店事業者で協議して決めるものとする。

11. 運営上の基本条件

(1) . 当院が許可財産の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。

(2) . 許可財産の保全のため、立入または現地調査を拒んではならない

(3) . 許可財産を許可した用途もしくは目的外に使用し、他人に転貸し、担保に供してはならない。

(4) . 出店者は、故意または過失により当該許可財産を滅失、棄損または汚損など原形を変形してはならない。

- (5) . (3) 又は (4) の条件に違反したときは、当該許可財産の現状復帰または損害賠償を命ずることがある。
- (6) . 店舗での住み込みは行わないこと。
- (7) . 店舗の運営に際し、従業員及びその他使用人の健康管理を行い、定期的な健康診断や検便検査等を行うこと。なお、当院から照会があった場合は、遅滞なくその情報を公開すること。
- (8) . 店舗内で常駐する従業員には、病院における売店等業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務に当たる（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい）ことはもとより、利用者に対して親切かつ丁寧な接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (9) . 当院が出店事業者に出席を求める会議、研修、防災訓練等には可能な限り出席すること。
- (10) . 医療衛生材料等、当院からの販売依頼があった場合は、迅速に対応し、患者さまの利便性の向上に努めること。
- (11) . 店舗の売上額その他の店舗経営に関して当院が求める情報は、毎月定期的に病院に書面をもって報告すること。
- (12) . 使用料については、(11) の報告に基づき当院から月単位で請求書を発行するため、受理後 30 日以内に当院指定口座へ請求額を納入すること。
- (13) . 出店事業者は、従業員の雇用にあたって、個人情報保護の重要性のつき指導・教育を徹底すること。
- (14) . 本事業に関連する利用者からの意見・クレームに対して真摯に対応すること。

12. その他

- (1) . 契約期間中に当院から貸付場所の移転等の申し入れがあった場合は、協議に応じること。
- (2) . 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。